

平成28年度 第1回 江別市男女共同参画審議会

(要 点 筆 記)

日 時：平成29年1月25日（水） 18時00分～19時15分

場 所：江別市民会館 37号室

出席委員：11名

小内純子(会長)、高橋さおり（副会長）、川端健裕、阿部実、鈴木智枝、
塩山慎一、伊藤聖子、五十嵐拓也、岩崎幸男、蛭名悦子、吉田歌津子

欠席委員：1名

岩村ヒロ子

事務局：5名

高橋生活環境部長、湯藤生活環境部次長、
堂前市民生活課参事、橋本市民生活課主査、高橋市民生活課主事

傍聴者：1名

次 第： 1 開会

2 議事

(1) 江別市男女共同参画基本計画の推進状況【平成27年度】
(年次報告書) について

(2) その他

3 閉会

事務局	<p>これより第1回江別市男女共同参画審議会を進めます。それでは、会長、進行の方よろしく願いいたします。</p>
小内会長	<p>第1回江別市男女共同参画審議会を開会します。</p> <p>議事(1) 江別市男女共同参画基本計画の推進状況【平成27年度】(年次報告書)について協議いたします。</p> <p>まずは初めに、事務局から資料の内容を一括して説明願います。</p>
事務局	<p><江別市男女共同参画基本計画の推進状況【平成27年度】(年次報告書)(案)について説明></p>
小内会長	<p>ただいま事務局から一括して説明がありましたが、協議については、分割して進めさせていただきたいと思います。</p> <p>まず初めに、資料の1ページから5ページ、1「江別市男女共同参画基本計画」の概要、2(1)江別市の人口と世帯数の推移について、何かご意見ある方はいらっしゃいますか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>続きまして、6ページから8ページになりますが、1(2)計画の推進状況のうち、基本方針1「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくりの啓発の推進」について、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>6ページの表2は市民アンケートによる認知度になっています。あまり変わっていないという説明がありましたが、配偶者暴力防止法(DV防止法)、ジェンダー、ワーク・ライフ・バランスなどという言葉は、平成20年度と比較すると、知られるようになってきて、10%位増加していると思えることが出来ると思いました。</p> <p>何かご意見はありますか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>次に、9ページから10ページ、基本方針2「政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を生かした政策の推進」について、何かご意見はありますか。</p> <p>図9を見ると、市役所でもっと女性の参画が進んでいくといいと思いますが、なかなか難しい部分があるような感じを受けました。事務局から、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>女性管理職、女性職員の状況について、図9の上段のグラフが女性職員の状況で、</p>

	<p>左側が平成26年度、右側が平成27年度です。職員数につきましては、平成26年度は、男601人、女205人、平成27年度は、男が599人、女が207人です。職員の採用段階で男女比率を前面に出して、採用基準とすることは難しく、応募者全体を見ても男性のほうが多い傾向にあることからこのような状況になっていると思います。下段のグラフですが、上段のグラフと同じく左が平成26年度、右が平成27年度で、女性の管理職の状況は平成26年度が5.9%、平成27年度が6.0%、管理職の数は7人で変わりませんが、男性の管理職が減っていることから、割合が逆に上がったという状況です。</p> <p>管理職への女性職員の登用につきましては、女性の場合、出産、育児によって一定期間お休みする職員もいて、それが明けて仕事に復帰する職員も大勢おりますが、本人の事情等も含め、管理職になるにはなかなか難しい要因というものも現実にありますので、やはり市としても阻害となっている仕事をしにくい状況をなるべく排除するよう取り組んでいき、先ほど説明しました女性活躍推進法の観点からも、女性管理職の率を上げていかなければならないと考えています。</p>
蛭名委員	<p>今の説明について質問ですが、平成26年度と平成27年度の江別市役所の職員の男女の比率等について説明していただきましたが、この中に非正規というか非常勤職員の人たちは入っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>非常勤・臨時職員の方は入っておりません。また、下に注釈がありますが、医療職、病院の看護師なども入っておりません。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。他の方はどうでしょうか。江別市職員の男性職員で育休を取るという事例は出てきているのでしょうか。</p>
事務局	<p>男性の育休制度の導入時点ではなかなか定着は難しかったのですが、徐々に男性職員も育休を取得するようになり、増加とまでは言えませんが、年に数名は取得しているという状況です。</p>
小内会長	<p>ありがとうございました。他の方はよろしいでしょうか。気付くことがあればお願いします。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>それでは、次に行きたいと思います。資料11ページから14ページ、基本方針3「就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進」について、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。特に職場は、アンケート調査でも男女共同参画が一番進んでいない分野だったと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>私は農業に関心があるのですが、家族経営協定や認定農業者の女性が増えないことについて何か原因があるのでしょうか。農協女性部の伊藤委員、もしあればご説明願</p>

	えればと思います。
伊藤委員	<p>家族経営協定は進められてはいます。私個人としては、会社に入っているため、あえてそういうことはしていない状況です。</p> <p>協定までは結ばなくても、家庭内ではお母さんが強いところもありますし、世代の関係というのもやはりあると思います。私より一世代上の方の話を聞くと、私の世代ではどんどんお母さんの働く率が上がっていて、立場もどんどん平等というか、お父さんに何も言えないということもなく働いている状況ということなので、わざわざ協定を書面で結んでいなくても上手くやっているところはたくさんあると思います。</p>
小内会長	伊藤委員より若い世代ということですか。
伊藤委員	うちも次の世代に移っていますが、やはり私が嫁いだときの親の感覚と年代を経た今の感覚とは全く違う感じがします。
小内会長	こういう制度面の数値には出てこないけれども、実態としてはかつてに比べて平等参画が進んでいるということですね。ありがとうございました。
岩崎委員	市にお聞きします。色々な資料が掲載されていて、表に「まちづくり市民アンケート」からと書かれています。これは無作為で出したアンケートなのか、それともどこか特定のところに出したものなののでしょうか。
事務局	まちづくり市民アンケートにつきましては、無作為抽出で毎年実施しております。
岩崎委員	分かりました。そうすると、本当に分かっている人もいるし、分からない人もいるということですね。ある程度市民活動、例えば町内会の役員や市の関連の委員をやっている人に対してアンケートを行うと、もっと認知度というか認識率が高くなると思いますが、アンケートは今後も無作為で行うつもりなののでしょうか。
事務局	岩崎委員のご指摘のとおり、一定の活動をされている方を対象に調査を行う方法もあると思います。ただ、市民には、当然意識の高い方、そうで無い方もおられるので、市としては、様々な意識の皆さんに対して調査を行うのが基本的な考え方で、その結果、認知度が低ければ上げる努力をしていかなければならず、市民の皆様への意識付けも含めて取り組んでいくためには、無作為抽出という手法が適していると現状では考えております。
岩崎委員	分かりました。あともう1点、今回配られた資料や今日の審議会について、ダイジェスト的にまとめたものを市役所の広報などに載せて、市民に広く知らせる計画はありますか。

事務局	<p>市の男女共同参画の取組等については、基本計画の推進状況の公表ということで、年1回ホームページの中で公表させていただいています。平成27年度分については、この審議会後、ホームページで公表させていただく予定です。</p>
岩崎委員	<p>分かりました。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、次に移っていきたいと思います。15ページから16ページ、基本方針4「子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。では、17ページから18ページ、基本方針5「あらゆる暴力根絶の取組」についてはいかがでしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>17ページの図19、図20ですが、先ほどの説明ではアンケートに基づいて作成されたということでした。無作為抽出の2,500名のうち、回答があった992名、大体40%の方が回答されていると思いますが、そのうち図19の暴力を経験したり見聞きしたりしたことがある人の数を男女合わせると347名となり、回答された方の約35%が見聞きしているということになります。</p> <p>少し気になったのが、無作為抽出なので回答する方によってばらつきがあるのは当然だと思いますが、暴力を受けたことがあるという方が54名で、暴力を振るったことがあるという方が16名でした。回答した992名のうち、あると回答した347名の中で、たまたま暴力を受けた人がたくさんいて、振るったことがある人が少なかったのかもしれませんが、図20の性的いやがらせもそうですが、暴力を受けたという意識と振るったという意識が非常に乖離しているのではないかと思います。</p> <p>何でもかんでもハラスメントだ、暴力だというのは少し違うと思いますが、このグラフだけを見ると、振るったことがある人が16名に対して受けたことがある方が54名ということは、振るったことがあると思っている方は3分の1です。根絶の取り組みを進める中では、大事な部分になるのではないかと思います。広報などでこういうのが暴力だということを啓発することも必要だと思います。図20の性的いやがらせについては、受けたことがあるが51名に対して、したことがあるという人は5人です。10分の1、逆に言えば10倍ですから、それだけ受けた側とした側の意識にかなりの開きがあります。</p> <p>こういうものが暴力や性的嫌がらせに該当する可能性があるということを啓発していくことが、基本方針5のあらゆる暴力根絶の取組の具体論になっていくと思います。以上です。</p>
事務局	<p>ご提言をありがとうございます。確かに、今、五十嵐委員がご指摘したとおり、受ける側の意識・認識と、振るった側の意識・認識に大きな差があり、その違いが、こ</p>

	<p>の数字に出ていると思います。</p> <p>市としまして、広報11月号などで集中的に啓発活動をしております。さらに、関係機関、警察、市、北海道、女性援助センター、その他関係機関と連携をとりながら、まずは、受けた人の救済というのはもちろん第一義的に考え、さらには、こういった行為がDVになる、こういった行為は性的いやがらせの行為だということを、女性援助センターのパンフレットなどを活用しながら、周知して対応してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。</p>
蛭名委員	<p>もう一度、市民アンケートについて確認させていただきたいのですが、アンケートが例えばうちの家庭に送られてきた場合、私宛か、主人宛か、そのアンケートに答えてほしい人宛に届くようになっているのでしょうか。男女比とか年代別とかはどうなっているのでしょうか。今の問題もそうですが、年代が違くと回答にばらつきが出るのかなと思います。先ほど無作為という話がありましたが、そのあたりはどのようなになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>性別、地域（江別・野幌・大麻）、年代について、市全体の構成比率を基に按分して抽出しています。性別、地域、世代のうち、特定の階層に偏らないような形で無作為抽出を行っています。</p>
蛭名委員	<p>何歳以上というのは設けているのでしょうか。小学生や中学生が抽出されるということはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>18歳以上を対象としています。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。調査の方法について、色々質問が出ておりますけれども、先ほど五十嵐委員の質問にもありましたが、暴力に関する設問で、受けたと答えた人に対して、サブクエスチョンで、それがどういう身体的な暴力なのか、精神的暴力なのかという、そういう項目がもう1つくらいあってもいいのかなという感じを今受けました。</p>
鈴木委員	<p>家庭内の暴力は、夫婦だけに及ばず子どもの世代にもつながっていくため、きっと現場の方は把握されていて、暴力を根絶する取り組みをととても重要なこととして捉えていると思います。</p> <p>このアンケートの中に出てきませんが、18ページの市の相談窓口の中で、DVを主な内容とした相談件数が19、相談援助センターに送致した件数が1に対し、上のグラフで行政の相談機関に相談した人が3というこの開きを見たときに、どれだけ暴力を振るった現場を見ている子どもたちがいて、それが連鎖していくかということをもう少し色々なところで示していければと強く感じています。</p>
事務局	<p>今、鈴木委員がご指摘したとおりで、今は、子どもがいるところで夫婦喧嘩がある</p>

	<p>と、場合によっては、それも虐待の一つとして考えるそうです。夫婦喧嘩を子どもに見せること自体が精神的な虐待であると、認識されるそうです。</p> <p>そういった社会風潮のもと、家庭内でのDVは子どもにいい影響があるわけありませんので、子どもの保護という観点からも、相談しなかったという件数を減らすために、どこかの窓口で相談をしていただけるよう努めていきたいと考えております。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。無いようでしたら、次に、19ページ、基本方針6「生涯にわたる男女の健康支援」について、何かご意見はありますでしょうか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>男女の健康支援と言っても、内容が女性だけになっているので、男性のほうが寿命は短いからどうなのかなと思うところもありますが、次に行きたいと思います。</p> <p>20ページ基本方針7「男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備」について、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>次に、21ページのほうに、(3)数値目標の達成状況というのが出ております。上の3つの項目は増えていますが、4についてはやや減少という結果になっています。これについて、何かご意見ありますでしょうか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>それでは、ここまでのところ全体をとおして、何か言い忘れた点はありますか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>無いようですので、3の施策関連事業実施状況について、23ページから60ページまで続いておりますけれど、ご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>30ページ、31ページにある小中学生国内交流研修事業や中学生国際交流事業が網掛けになって重視されていますが、これらはなぜ、どのあたりを意識されて行っているのでしょうか。例えば、男女が同じ数だけ参加するよう配慮しているとか、そういうこととして理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>男性、女性の比率を掲載していますので、男性、女性等しく子どものうちから違う環境に触れることで、広い視野を醸成してほしいということだと認識しています。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。</p>

川端委員	<p>私は市PTA連合会の事務局ですが、中学校の教頭でもあります。今年度の国際交流事業で、昨年12月に本校中央中学校の生徒がアメリカに行きまして、この2月にアメリカから3名交換という形でやってくるという状況です。公募に関しては、行くのが今回2人でしたが、条件はありませんでした。たまたまなのかもしれませんが、男女1名ずつになっています。逆に、アメリカから来る人数は、男性2名、女性4名という形で交流が行われています。</p> <p>要は、フリーな状態で参加が出来るということと、アメリカという性差別があまり無いような国、企業進出や社会参画に関しては差別がないような国に行くことによって、若いうちからそういうことを学習して体験ができるということ、それからホームステイの形になっていますので、社会の中での家庭のありようを学ぶことができるという意味で、この事業がここに挙げられるのかなと思いながら、資料を見ておりました。以上です。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。</p>
阿部委員	<p>別紙の1枚ものの、男女共同参画セミナーについてという参考資料について、私自身も男女共同参画連絡推進協議会の立場にあるので、これに参加しております。アンケート結果も大事ですが、やはりこういうセミナーに参加して、様々な考えの女性の方、男性の方の意見を聞く、聞きながらお互いに関心を持っていくということがもっと大事だと思います。お金がかかることかもしれませんが、事務局ではぜひ、こういう講演会の回数を1回でも2回でも増やしていただければと思います。こういう講演会に行くことは一番皆が関心を持つことにつながりますし、私も協議会の中での進め方の参考になりますので、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。</p> <p><なし></p>
小内会長	<p>それでは、以上で議事を終わりにしたいと思います。</p> <p>その他について、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>今後の予定についてご連絡いたします。本年度の審議会開催につきましては、今回のみの予定であります。また、皆様の任期は、平成29年7月31日までとなっております。今年度は委員の改選がございます。参考までに、ご報告させていただきます。以上です。</p>
蛭名委員	<p>1つお願いがあります。もう済んでしまったことなので、お願いにもならないかもしれませんが、冒頭の部長からご挨拶で担当部署が変わられたという話がありましたが、私自身そのことを始めて知ったのは、阿部委員が会長をされています男女共同参</p>

	<p>画推進協議会の総会に行ったときでした。私が広報等で告知されていたのを見逃していたのかもしれませんが。</p> <p>私は、今回は公募という形でこの審議会に参加させていただいていますが、応募する際は、何百字かの自分の思いを書いて提出するという、結構高いハードルを越えてここに参加させていただいています。担当部署が変わったことについて、どうして変わったのかと思ったりもしました。昨年4月に変わったのであれば、この審議会の委員には、そのことを書いた文書を1枚でも結構でしたので、他に業務も色々されているのでお忙しいでしょうけど、いただければよかったのかなというのが私の率直な考えです。</p> <p>もし今後、他の色んな取り組みの中で、そういうことがあった場合には、真剣な思いで審議会に参加しようとしていますので、そのことを配慮していただくようお願いしたいと思います。</p>
吉田委員	<p>遑って申し訳ありませんが、17, 18ページの関係で、DVとかセクハラを受けた人の相談先を確認させていただきたいと思います。この場合は、健康福祉部というところが、市役所の中の窓口ですか。</p>
事務局	<p>まず初めに、蛭名委員のご発言について、こちらとしても配慮が足りない部分がありました。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>吉田委員のDV等の相談先について、市の窓口としては、先ほども申し上げましたが、健康福祉部子育て支援課に家庭相談担当の部署があります。専門の相談員を配置しておりますので、そちらにご相談をいただければ適切な対応が取れようになっております。更に他の機関としては、緊急を要する場合は当然警察ということになりますと思います。他にも、北海道の機関になりますが、女性援助センターという緊急避難的な施設があります。そして、北海道石狩振興局の保健環境部環境生活課においても相談窓口を設置しています。その他、法務局等にも窓口がありまして、市のパンフレットに一覧を掲載して啓発しています。更にこれらの機関のPRに努めてまいりたいと考えております。</p>
吉田委員	<p>大変よく分かりました。ただ、健康福祉部につなぐ前段階ですが、当事者の方は直接健康福祉部の2階に上がっていくということはなかなかしないのではないかと思います。こういった形でここにつながっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>当事者の方が直接相談に行くのはなかなかハードルが高いということが、今のご指摘だと思いますが、そのことが、先ほどの資料にもあった、相談できなかったと回答した数値にもなっていると思っています。DVの発見には、ご本人からの相談以外にも、民生委員、近所の方からの情報、最近では近隣の方との関係が希薄になっていて、なかなか難しいところもありますが、そのような様々な方面からの情報収集によって動く場合があります。そういった本人以外からの相談も含めて、対応しているところではあります。</p>

吉田委員	<p>大変よく分かりました。それで少し思ったのですが、健康福祉部につないでいくためには、落ちこぼれていく人たちを拾っていくことがお互い様の精神だと思います。そのためには、門外なのかもしれませんが、行政相談員、民生委員、人権相談員、そういったものをもう少し平たく活用していただければ、もう少し広く拾い合えるのではないのでしょうか。今日は何となくとも、明日被害者になることもありますし、また加害者になってしまうこともありますので、相談員と連携していただけたらいいと思います。以上です。</p>
蛭名委員	<p>今のことに関連して伺いたいのですが、簡単に電話で相談できる場所はあるのでしょうか。それは市民に周知されているのでしょうか。要は、相談窓口がありますと言われても、いきなり市役所に行くことはなかなか難しいと思います。電話の相談は、顔も見えないし、自分が特定されないので、相談しやすいと思います。私の認識不足かもしれませんが。</p>
阿部委員	<p>事務局で、説明して回答するのは非常に難しいと思います。</p> <p>DVに関して、役所に行くとか電話するとか恐ろしくてできないのです。被害を受けている人は、どこで何を見られているか分からないので、極力避けると思います。ですから、窓口を広げるわけにもいかないし、電話の範囲を広げるわけにもいかない。相談することが出来るのなら、そんなに難しい問題ではなく解決できるのですが。</p> <p>私は、自治会の会長や高齢者クラブの会長として、地域で10年やっていますが、うわさでは聞いてもなかなか相談してくれない。私のところに電話が来ればいいのですが、民生委員のところに来ればいいのですが、なかなかくれません。行政が具体的にどういう形でやるかということですが、そんな簡単にできるものではないと私は思います。ですから、窓口が子育て支援課にきちんとあれば、それが地域につながっていくと私は思います。</p>
事務局	<p>1点だけ、電話の相談についてですが、市の健康福祉部においても、電話での相談ももちろん受け付けています。さらに、市民生活課の市民相談の窓口等でも、直接来られる方、電話の区別はなく、相談があれば受けております。</p>
吉田委員	<p>今のお話に関連しているのですが、市の広報誌に市民相談受付というのがありますよね。弁護士の相談を受けるためには予約をするようにとありますけど。大体はそこに、DVやしつけの問題など、色々なことを相談していると思います。法律相談にしてもそうですが。</p> <p>長年見ていると、その中で寄せられた色々な相談については、市民相談室の職員の方が、担当する相談窓口割り振るといって形をされています。そのため、市民相談室の職員の方の考え方によって、より専門的な相談窓口とか、その窓口の受付体制とか、様々なことを考えられて相談を引き継がれています。行政の相談窓口もたくさんあり、幅広い相談を受け付ける窓口もあります。</p>

小内会長	<p>その中で、相談が来なくなったという窓口の話を知ったことがありますので、各相談窓口を生かしあう方向の一工夫をお願いしたいと思います。</p> <p>今のでよろしいでしょうか。課題ということで受け止めていただければと思います。本当に活発にご議論していただき、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成28年度江別市男女共同参画審議会を閉会します。どうもありがとうございました。</p> <p><了></p> <p style="text-align: right;">19 : 15</p>
------	--